

流域治水の推進に関する条例案 意見交換会

滋賀県 土木交通部 流域政策局
平成26年3月22日(土)19時半～

そもそも流域治水とは？(1)

滋賀県が進める「流域治水政策」

目的

- ① どのような洪水にあっても、人命が失われることを避ける(最優先)
- ② 床上浸水などの生活再建が困難となる被害を避ける

手段

- 川の中の対策(堤外地対策)だけではなく、「ためる」「とどめる」「そなえる」対策(堤内地での対策)を総合的に実施する。

河道内で洪水を安全に流下させる対策
(これまでの対策)

ながす

河道掘削、堤防整備、
治水ダム建設など



流域貯留対策
(河川への流入量を減らす)

ためる

調整池、森林土壌、水田、ため池
グラウンドでの雨水貯留など

氾濫原減災対策
(氾濫流を制御・誘導する)

とどめる

輪中堤、二線堤、霞堤、水害防備林、
土地利用規制、耐水化建築など

地域防災力向上対策

そなえる

水害履歴の調査・公表、防災教育
防災訓練、防災情報の発信など

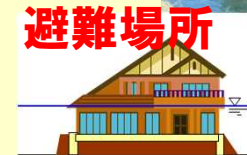
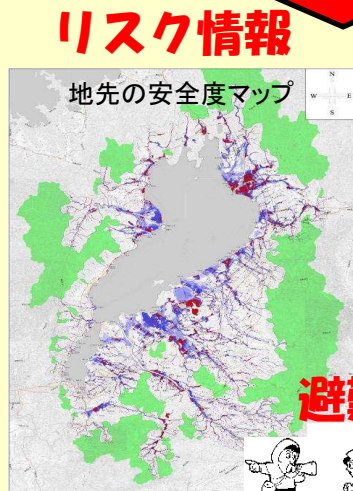
「滋賀県流域治水基本方針」策定(平成24年3月)

そもそも「流域治水」とは？(2)

昔からある仕組み



現代風に復活



そもそも「流域治水」とは？(3)

流域治水対策の手段 ～水害に強い地域づくりのために～



条例制定の背景(1)

5

水害は河川整備で少なくなりました



姉川ダム

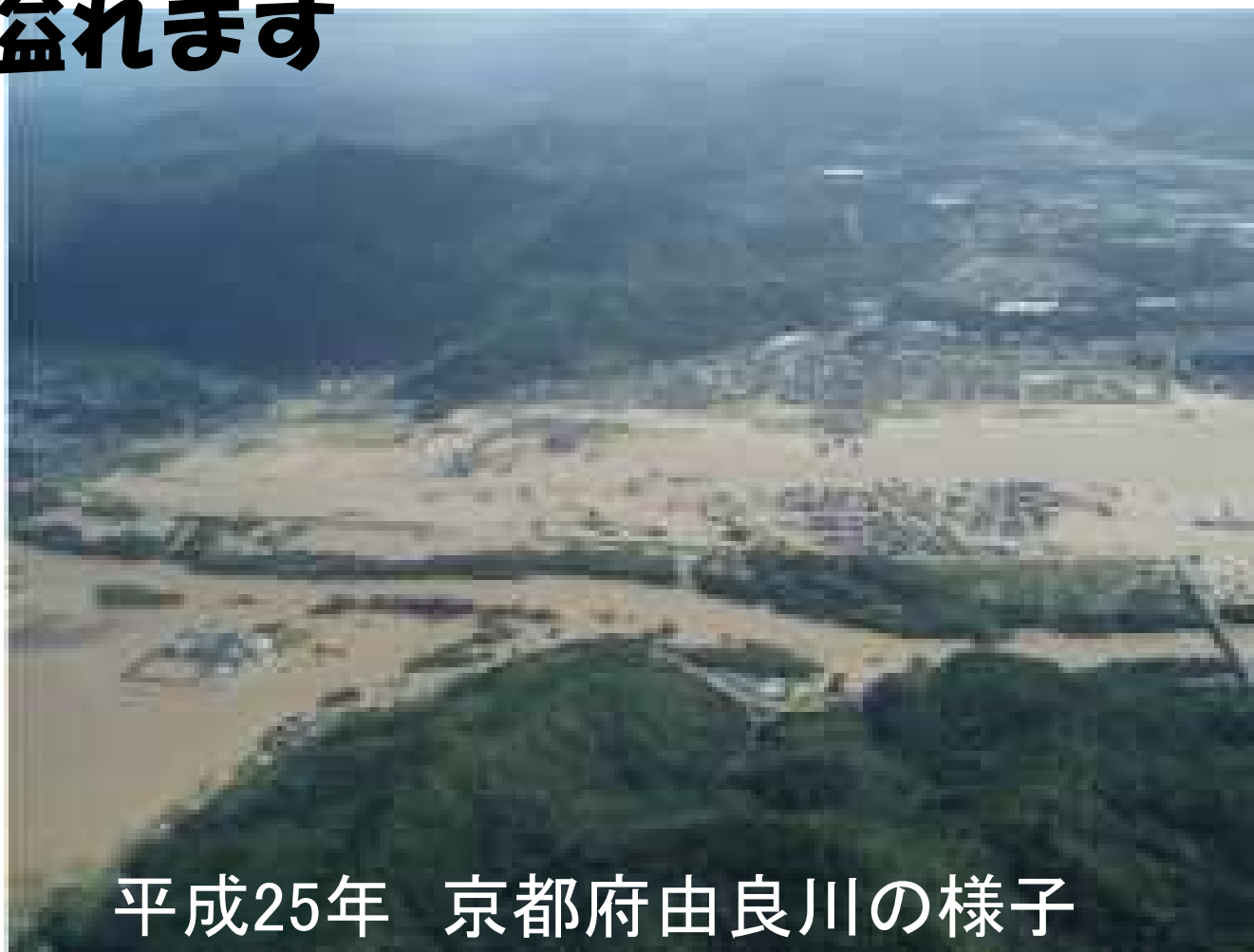


草津川

背景(2)

6

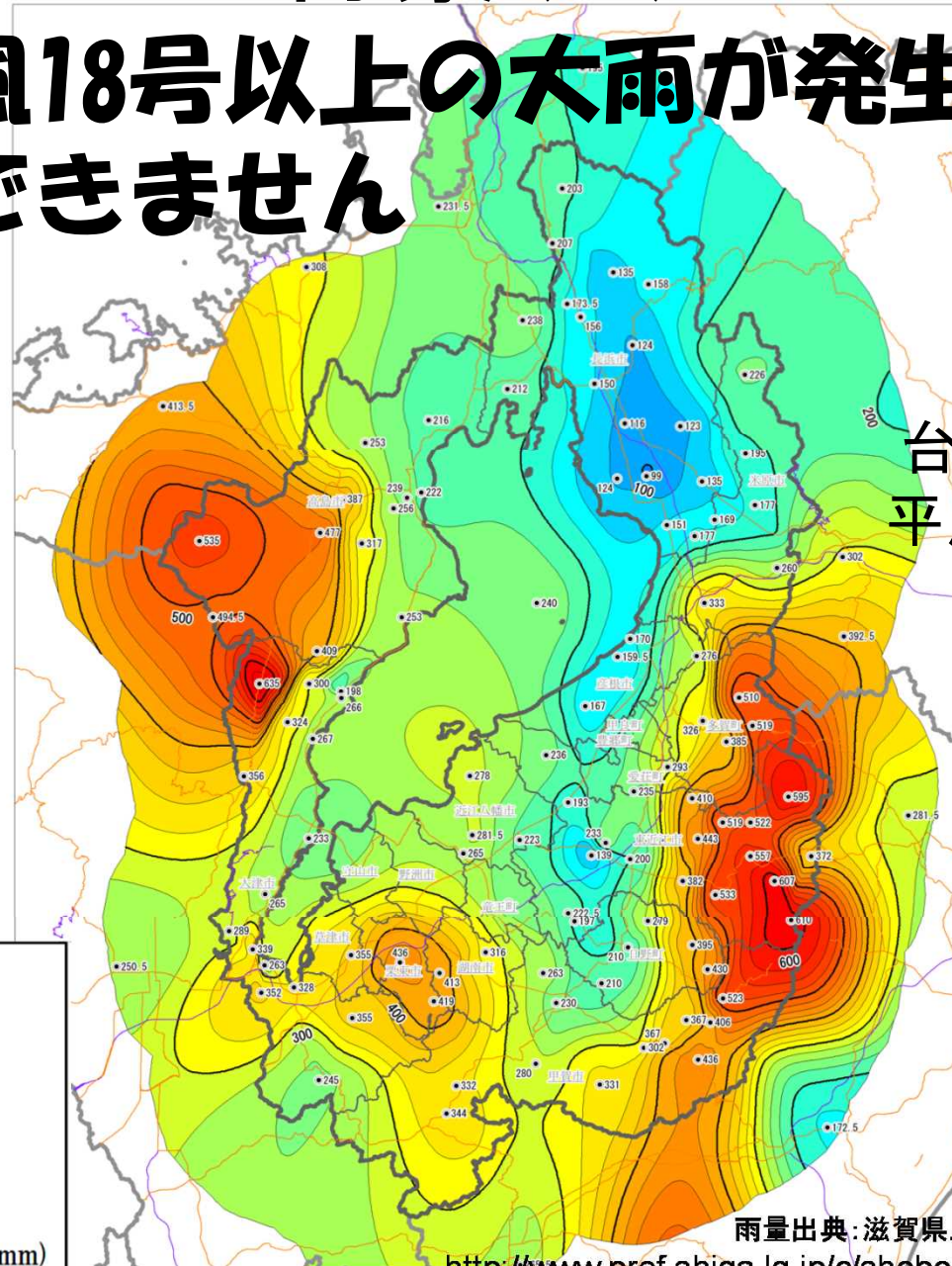
**しかし、河川整備が完成したとしても、
その流下能力を上回る大雨が降れば、
川は溢れます**



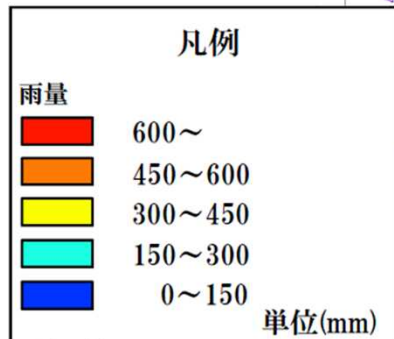
平成25年 京都府由良川の様子

背景(3)

今後、台風18号以上の大雨が発生する可能性は否定できません



台風18号 総雨量
平成25年9月15日～
9月16日



雨量出典:滋賀県土木防災情報システム, 気象庁

<http://www.pref.shiga.lg.jp/c/shobo/kyuukyuu2/files/souuryo.pdf>

背景(4)

滋賀県流域治水基本方針
 一 水害から命を守る総合的な治水を目指して

■ 水害から命を守るために 一滋賀県流域治水基本方針の策定にあたって一

琵琶湖に流れこむ河川は一般河川だけでも120本近くあり、またそれぞれの河川はさらに小さな支流を持っています。滋賀県全体がまさに川や水路の網目に見われ、人間のもろ血管のように大地を潤し、多様な生き物を育みながら、私たちの暮らしや産業をささえてきました。



滋賀県における人と川とのかかわりの歴史を振り返ってみると、豊かな恵みをもたらす河川は、時として大雨による洪水の脅威をもち、人びとを苦しめてきました。私たちの先人は、水を利用する仕組みをつくりだすとともに、上流部では水を治める森林を守り、平野部では人びとの力で運河と堤防を築き、川づくりを、地域での水防組織を強化し、命と財産を守る巧みな仕組みをつくりあげてきました。滋賀県の河川地域を30年以上にわたり訪問調査してきた私自身、これらの地域社会の営みをおどろかされました。

戦後の高度経済成長の中で、急速に都市化や工業化が進んだ滋賀県では、地域社会に水防の仕組みは次第に弱まり、行政への依存度が高まってきました。幸い、過去90年

平成24年3月議会で議決

滋賀県流域治水基本方針

平成24年(2012)

滋賀県

滋賀県知事 嘉田由紀子



実効性を持たせるための条例化

- ◆流域治水政策を法的に位置付ける
- ◆県民の水害への意識を向上させる
- ◆4つの対策に対する予算を確保する

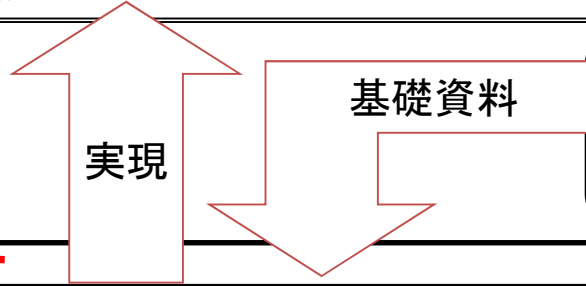
滋賀県流域治水の推進に関する条例案の概要

◎前文 ・条例制定の背景 ・流域治水を推進する意義 ・条例を制定する目的

◎目的 ・流域治水を総合的に推進し、もって浸水被害から県民の生命、身体および財産を保護し、将来にわたって安心して暮らすことができる安全な地域の実現に資する

◎総則
平成26年2月18日
流域治水政策室
・用語の定義
・基本理念
・県、県民、事業者の責務

◎想定浸水深の設定等
・県：流域治水に関する施策の基礎資料として、想定浸水深（地先の安全度マップ）を設定
おおむね5年ごとに設定・公表



ながす

ためる

◎河川における氾濫防止対策
・知事：管理する河川の整備を行う。**（浸水により生命・身体に著しい被害を生ずるおそれがある区域では特に配慮）**
河道の拡幅等を計画的・効果的に推進
流下能力を維持するための河川内樹木の伐採等
当面河道拡幅等が困難な区間における堤防の強化

◎集水地域における雨水貯留浸透対策
・森林および農地の所有者等：森林および農地の適正な保全による雨水貯留浸透機能の発揮
・公園、運動場、建築物等の所有者等：雨水貯留浸透機能の確保

◎氾濫原における建築物の建築の制限等
・浸水警戒区域における建築規制
・区域（200年確率降雨で浸水深約3m以上の区域）は、住民・市町長・**流域治水推進審議会（新設）**の意見をふまえて指定
・指定区域においては、知事が想定水位以上に避難空間が確保されているかを確認した上で許可
・10年確率降雨で浸水深50cm以上の区域は市街化区域へ新たに編入しない（対策が講じられる場合を除く）
・盛土構造物の設置等の際の配慮義務

◎浸水に備えるための対策
・県：避難に必要な情報の伝達体制を整備・市町への支援
・県民：日常生活で備えるとともに、非常時には的確に避難
・宅地建物取引業者：宅地等の売買等に情報提供
・水害に強い地域づくり協議会を組織し、**浸水警戒区域の指定に関する事項や浸水被害の回避・軽減に必要な取組を検討**

とどめる

そなえる

◎雑則
・財政上の措置
・施策実施状況の議会への報告
・市町条例との関係

◎罰則**（当分の間適用しない）**
・建築規制に関する規定に違反した者への罰則および過料

※下線部は当初案からの主な追加・変更箇所

条例案の主な修正項目

1. 川の中の対策、「河川整備」に関する条文内容の明確化
2. 「浸水危険区域」という名称の「浸水警戒区域」への変更
3. 「水害に強い地域づくり協議会」の位置づけを明確化
4. 「流域治水推進審議会」の設置
5. 流域治水に関する施策の実施状況についての議会への報告
6. 本条例にかかわる罰則は「当分の間、適用しない」こと

「流域治水の推進に関する条例案」と法律の関係（治水の円卓）



それぞれの法令で定められている施策を、「地先の安全度」（住民が住んでおられる場所の想定浸水深など）に対応するため、総合政策の仕組みとして一つの条例の中で関連づけ、住民目線でわかりやすく、運用しやすいようにまとめたもの

平成26年2月議会上程 条例案（議第82号） 項目¹²

前文

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 想定浸水深の設定等（第7条・第8条）

第3章 河川における氾濫防止対策（第9条）

第4章 集水地域における雨水貯留浸透対策（第10条・第11条）

第5章 氾濫原における建築物の建築の制限等（第12条－第25条）

第6章 浸水に備えるための対策（第26条－第34条）

第7章 滋賀県流域治水推進審議会（第35条・第36条）

第8章 雑則（第37条－第40条）

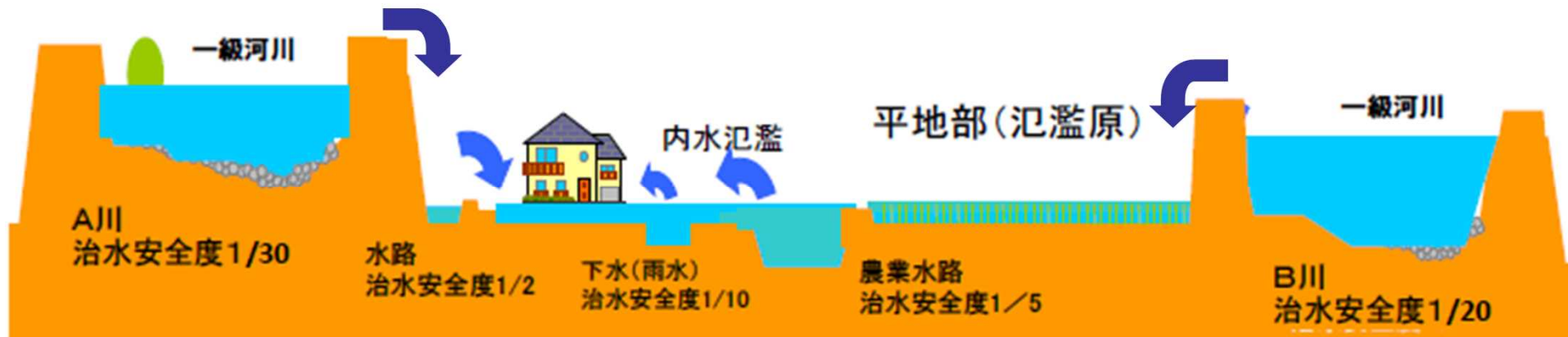
第9章 罰則（第41条－第43条）

付則

想定浸水深(地先の安全度)

13

大河川だけではなく、小河川や農業排水路など身近な水路からの氾濫なども考慮した予測による浸水深を示したものです

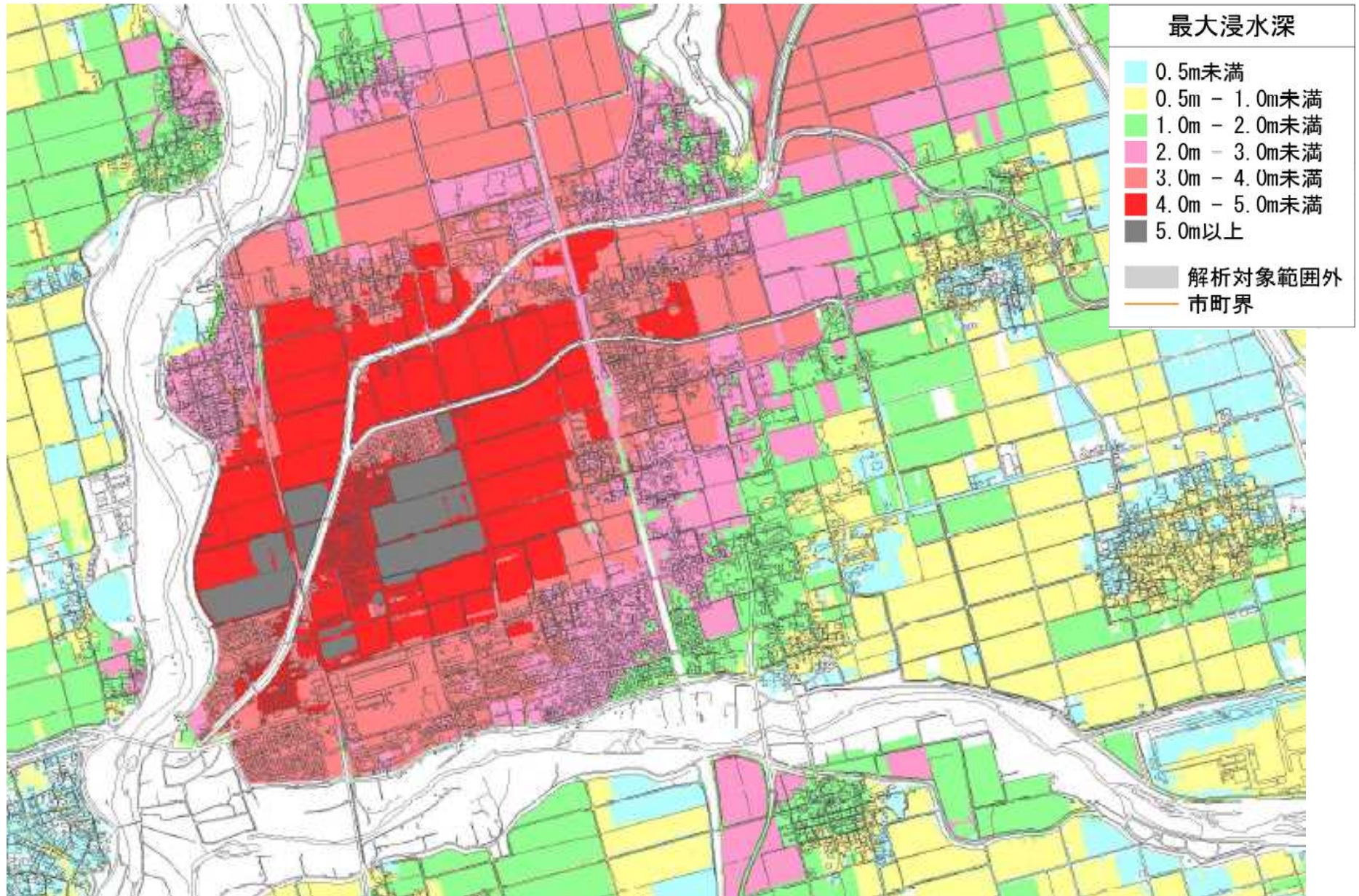


床下浸水 203戸
床上浸水 11戸

- ◆国土交通省の測量データ活用
- ◆高度な技術(計算技術、学識者助言等)に基づいた精度の高い緻密な計算結果
- ◆浸水実績による検証(高い信頼度)

平成20年(2008年)豪雨
長浜市(駅前)の内水氾濫状況

虎姫地域の地先の安全度マップ(200年確率)¹⁴



平成26年2月議会上程 条例案（議第82号）項目¹⁵

前文

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 想定浸水深の設定等（第7条・第8条）

第3章 河川における氾濫防止対策（第9条）

第4章 集水地域における雨水貯留浸透対策（第10条・第11条）

第5章 氾濫原における建築物の建築の制限等（第12条－第25条）

第6章 浸水に備えるための対策（第26条－第34条）

第7章 滋賀県流域治水推進審議会（第35条・第36条）

第8章 雑則（第37条－第40条）

第9章 罰則（第41条－第43条）

付則

**○姉川・高時川については、丹生ダム
検証の結果を受けて、湖北圏域河川
整備計画の早期策定を目指します**

**○田川については「地先の安全度」に
より流域内の家屋が多数浸水するこ
とが判明したため、河川整備に向け
た調査・検討を開始しています**

河川における氾濫防止対策(2)

姉川・高時川、田川の河川整備5カ年計画



●単独河川改良事業

番号	河川名	地先名	ランク	継続	実施内容(H26~H30)	整備目標
⑥	姉川	長浜市南浜町~今町	A	●	河川計画(ダム検証中)	戦後最大
		長浜市南浜町~大井町	T	●	堤防強化対策	—
⑦	高時川	長浜市難波町~高月町尾山	A	●	河川計画(ダム検証中)	戦後最大
		長浜市錦織町、高月町落川~柏原	T	●	堤防強化対策	—
⑧	田川	長浜市八木浜~中野	B	新規	河川計画	1/10

●維持管理事業(重点的に維持管理に取り組む区間)

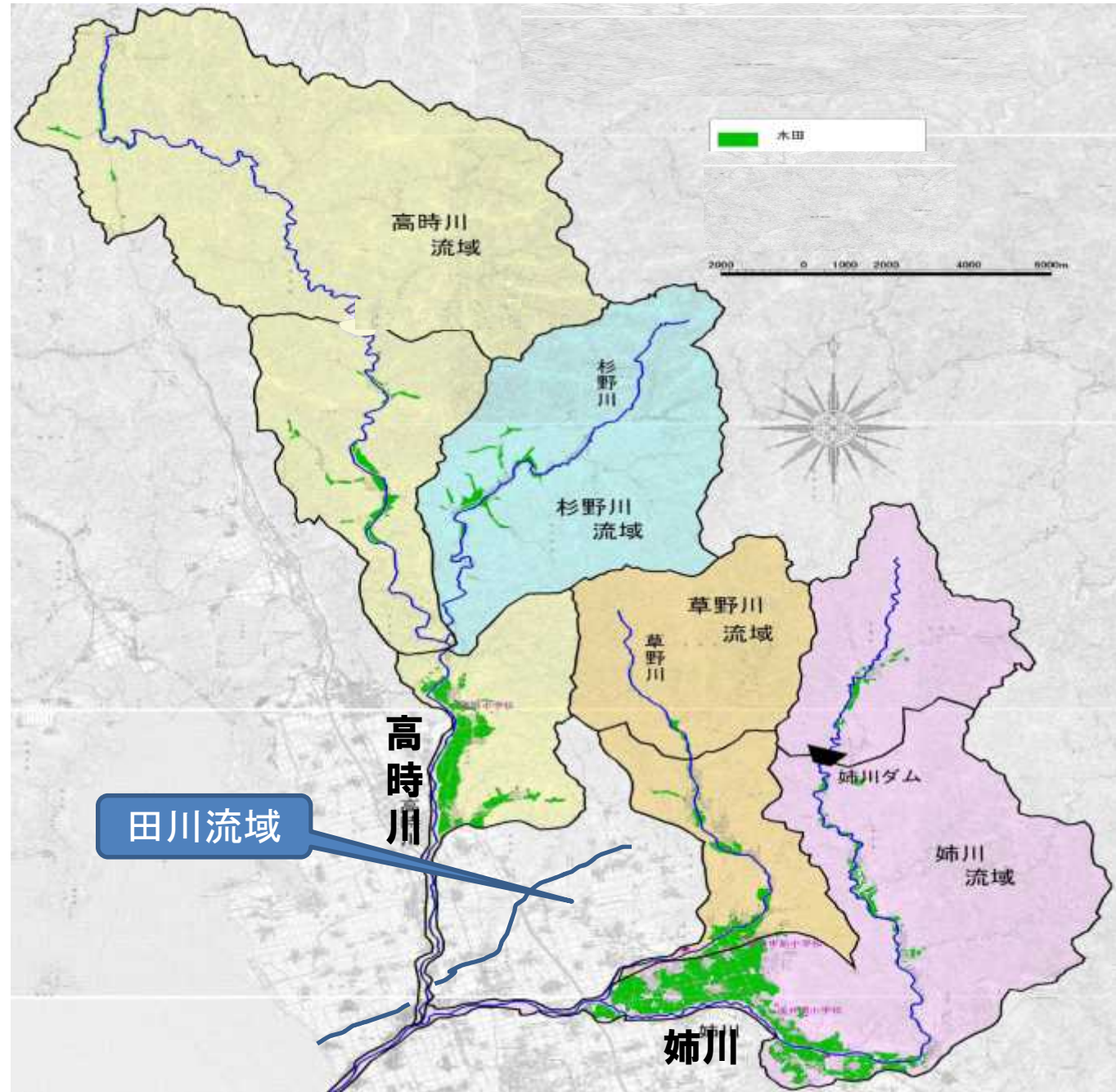
番号	河川名	地先名	実施内容(H26~H30)
⑬	姉川	長浜市南浜町~相撲庭町	竹木伐開・堆積土砂除去
		長浜市南浜町~米原市村居田	
⑭	高時川	長浜市難波町~高月町柏原	竹木伐開・堆積土砂除去
		長浜市難波町~高月町馬上	

凡 例

- : 整備済み区間
- : H26年度~H30年度 実施予定区間
- : H31年度以降 整備区間
- : 河川計画検討区間
- : Tランク河川対策予定区間
- : 重点的に維持管理に取り組む区間
- : 管理ダム
- : 検証中ダム

河川整備5ヶ年計画案から抜粋

流域図



河川における氾濫防止対策(3)

姉川・高時川の維持管理事業



H25姉川 護岸工事
(長浜市大井町左右岸)



H25姉川、高時川堤防補強工事
(新居町～錦織町右岸)

河川における氾濫防止対策(4)

姉川・高時川の維持管理事業



田川改修の歴史

- その1 江戸幕末の田川改修

1854年～、1860年(安政7年)～1862年

- その2 明治時代の田川改修

1883年(明治16年)～1885年(明治18年)

- その3 昭和時代の田川改修

1963年(昭和38年)～1966年(昭和41年)

河川における氾濫防止対策(6)

昭和の田川改修

昭和36年頃の出水状況



小谷山

虎御前山

国道8号

三番樋

田川

河川における氾濫防止対策(7)



昭和37年 田川の増水



昭和37年の水害



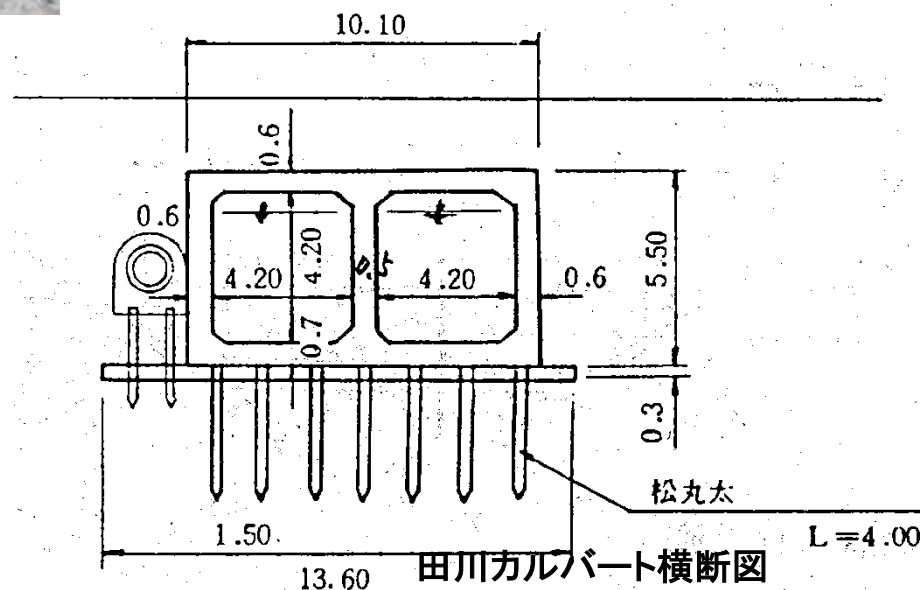
昭和30年代 駅前通りの増水



河川における氾濫防止対策(8)



中小河川改修事業により
現在の田川カルバートが
建設された(昭和38~41年)



地域と田川カルバートとの関わり

- 先人の功績
前田荘助ほか 江戸幕府への請願や滋賀県令や議会への嘆願
- 先人の苦労
度重なる被災からの克服、下流住民との交渉や補償等
- 歴史の継承

水引神社と籠手田神社および治水功労者の碑により継承



(旧)水引神社と籠手田神社



(新)水引神社と籠手田神社



治水功労者の碑

平成26年2月議会上程 条例案（議第82号）項目

前文

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 想定浸水深の設定等（第7条・第8条）

第3章 河川における氾濫防止対策（第9条）

第4章 集水地域における雨水貯留浸透対策（第10条・第11条）

第5章 氾濫原における建築物の建築の制限等（第12条－第25条）

第6章 浸水に備えるための対策（第26条－第34条）

第7章 滋賀県流域治水推進審議会（第35条・第36条）

第8章 雑則（第37条－第40条）

第9章 罰則（第41条－第43条）

付則

浸水に備えるための対策(1)

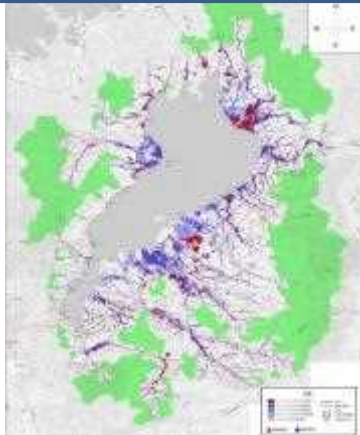


水害に強い地域づくり協議会

「地先の安全度マップ」を踏まえ、避難場所の選定、安全な避難経路、避難のタイミング、浸水警戒区域指定案など、地域の特性を踏まえた避難・警戒体制等を検討し、「水害に強い地域づくり計画」を策定



地先の安全度マップ



水防訓練



水位・雨量情報伝達



水害聞き取り



出前講座



浸水に備えるための対策(2)

これまでの虎姫地域の取り組み

- **平成19年6月** 姉川・高時川の「浸水想定区域図」公表
(100年に1度の大雨による浸水状況)
- **平成19年11月** 「湖北圏域水害・土砂災害に強い地域
づくり協議会」の立ち上げ(行政、福祉協議会など)
- **平成20年3月** 長浜ドームを広域避難所(収容型)に指定
(町と市、県が協定締結)
- **平成20年6月** 虎姫町洪水避難訓練



浸水に備えるための対策(3)

- **平成21年3月** 姉川(柿ノ木)堤防工事
- **平成21年11月** 内水氾濫を考慮した避難計画検討
(「地先の安全度マップ」の活用)
- **平成22年2月** 中日本高速道路(株)と
「高速道路活用の連携
協定」を市と県が締結
- **平成24年8月** 長浜市総合防災マップ
全戸配布(洪水ハザードマップ)
- **平成25年3月** 大井地区の水害に強い地域づくり計画
(避難のための計画)



簡易量水標の設置



看板

浸水に備えるための対策(4)

これからの虎姫地域の取り組み —「逃げる、逃がす、助け合う」に向けて—

水害に強い地域づくり協議会

「地先の安全度マップ」を踏まえ、避難場所の選定、安全な避難経路、避難のタイミング、区域指定案など、地域の特性を踏まえた避難・警戒体制等を検討し、「水害に強い地域づくり計画」を策定

地域合意

**皆さんの意見を
を十分反映させます！**

公告・縦覧

市町首長の意見

滋賀県流域治水推進審議会

水害に強い地域づくりの実践
水害時の避難活動、浸水警戒区域指定、支援制度活用など

電信柱
に表示



2.5m

想定浸水深

この場所は河川がはん濫すると2.5m浸水する可能性があります
東近江流域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会



1.6m

実績の浸水深

Flood Water Depths (Projected)

この場所は昭和34年伊勢湾台風時に1.6m浸水しました
この場所は津島11-4mです



東近江流域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会
平成27年11月設置



平成26年2月議会上程 条例案（議第82号） 項目

前文

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 想定浸水深の設定等（第7条・第8条）

第3章 河川における氾濫防止対策（第9条）

第4章 集水地域における雨水貯留浸透対策（第10条・第11条）

第5章 氾濫原における建築物の建築の制限等（第12条－第25条）

第6章 浸水に備えるための対策（第26条－第34条）

第7章 滋賀県流域治水推進審議会（第35条・第36条）

第8章 雑則（第37条－第40条）

第9章 罰則（第41条－第43条）

付則

浸水リスク（浸水の危険）がなかなか 無くならない地域がある！



- 築堤河川に挟まれた地域や低平地などは浸水リスクが高く、昔から水田などに利用されることが多かった
- しかし、河川整備等が進み、小さな洪水が起きなくなると、このような土地に住宅が建ち始める

「安全な住まい方とは」



○ 2階建て家屋は
避難空間を確保

× 平屋家屋は軒下
まで水没

昭和34(1959年)伊勢湾台風
滋賀県近江八幡市水荃町

条例の「建築物の建築制限」とは？

「安全な住まい方」への確実な誘導を図ること

浸水リスクの高い地域(200年確率の「地先の安全度」マップで3m以上浸水する地域)でも安全に住み続けていただくための2つの対策

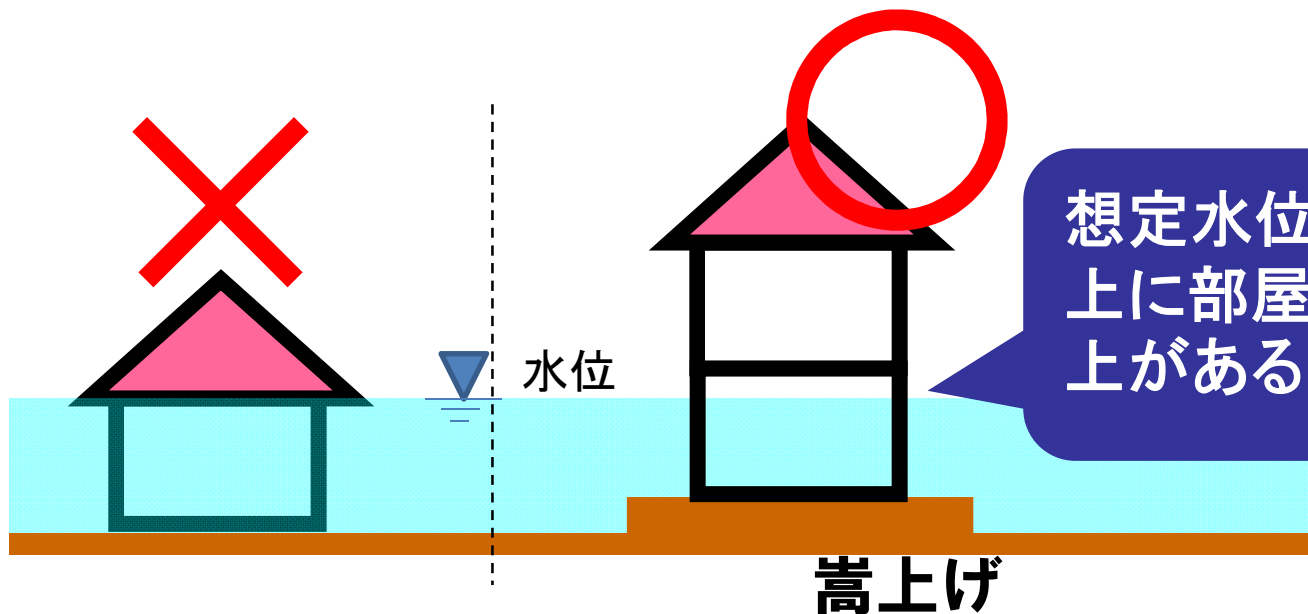
①住宅の2階床高等を想定水位以上に上げること

②付近に一時避難場所を確保(整備)すること

「安全な住まい方」への確実な誘導を図ること

①

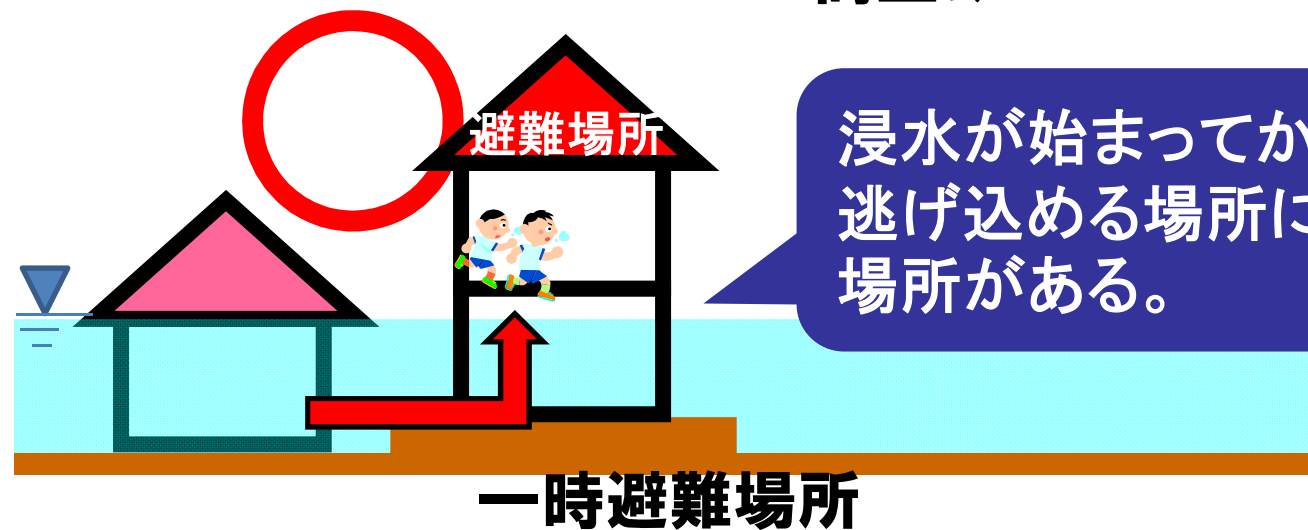
想定水位



想定水位より上に部屋や屋上がある。

②

想定水位



浸水が始まってからでも逃げ込める場所に避難場所がある。

地盤面

一時避難場所

「安全な住まい方」への確実な誘導を図ること

指定した浸水警戒区域
に新たに新築

新築時に①または
②の対応

＜支援制度なし＞
基本的には適用でき
ないが、一時避難場所
が付近にあれば①は
不要

指定した浸水警戒区域
の既存住宅

建替え、増築時に
①又は②の対応

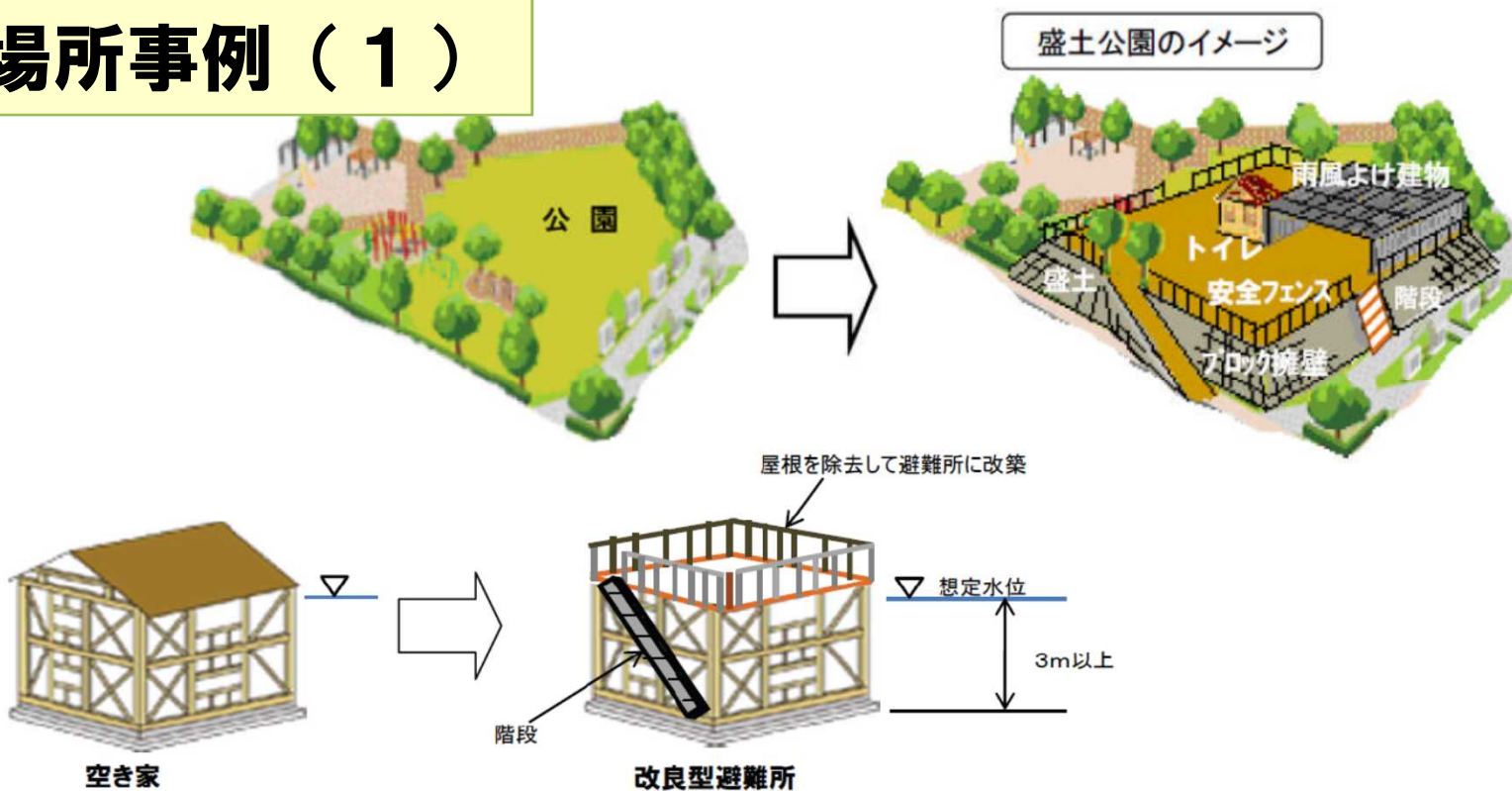
＜支援制度＞
A. 宅地嵩上げ事業
B. 避難場所整備事業
両方とも適用可能

「安全な住まい方」に向けた支援制度

＜避難場所整備事業＞ 行政が整備

「浸水警戒区域」に対して有効な一時避難場所の新設(改築含む)

避難場所事例(1)

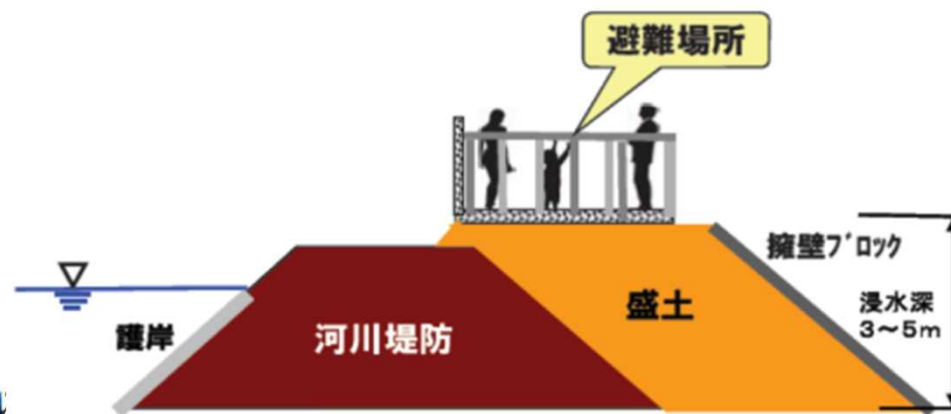


氾濫原における建築物の建築の制限等(7)³⁸

避難場所事例(2)

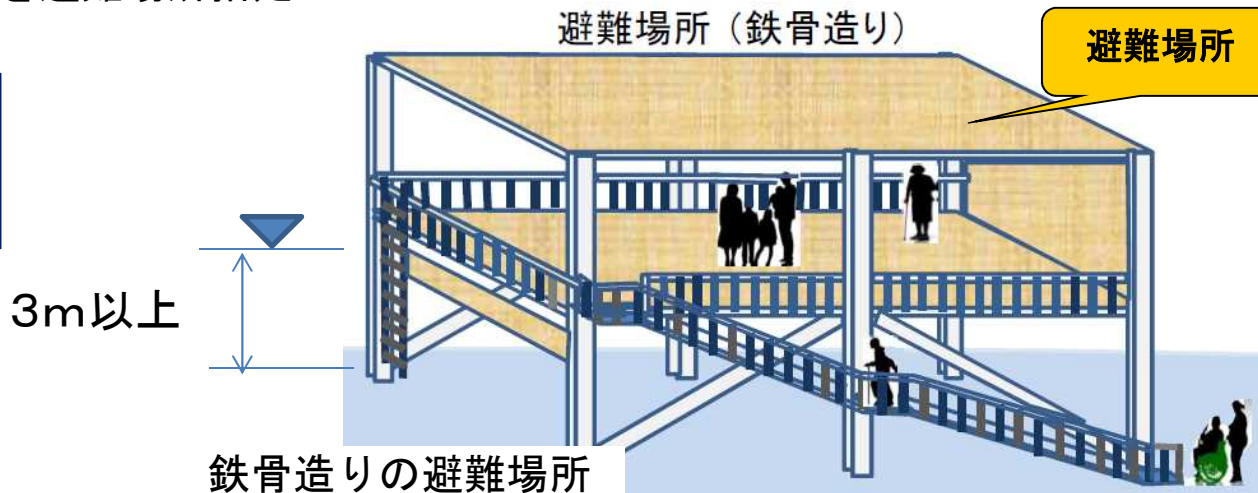


近接丘陵地、近接ビルを避難場所指定



既設堤防腹付け盛土型避難場所

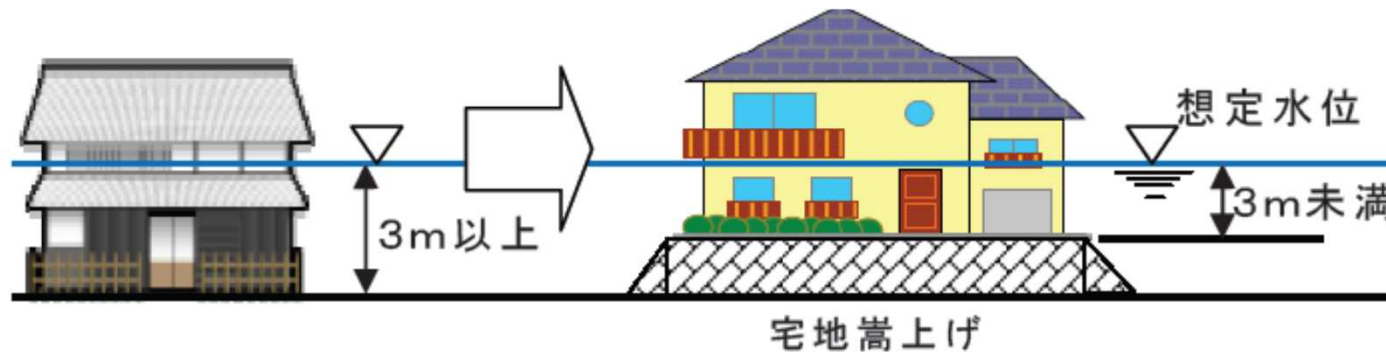
国補助 1/2
県補助予定



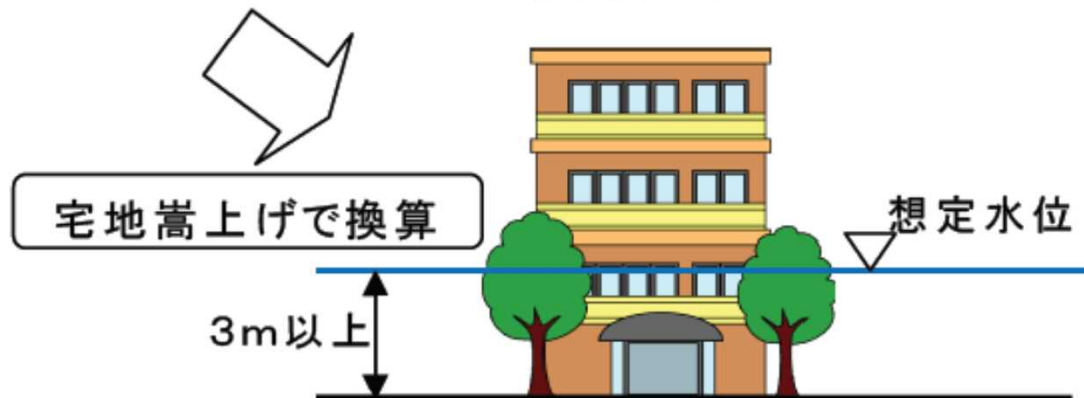
「安全な住まい方」に向けた支援制度

＜宅地嵩上げ事業＞

「浸水警戒区域」の既存住宅の改築(建替え)および増築時に、地盤の嵩上げ(盛土、法面保護)工事RC、ピロティ等工事の費用を一部助成



県から嵩上げにかかった費用の1/2 上限400万円を補助予定



氾濫原における建築物の建築の制限等(9)

水害に強い地域づくり協議会

「地先の安全度マップ」を踏まえ、避難場所の選定、安全な避難経路などの避難警戒体制を検討するとともに、浸水警戒区域の区域指定などについて議論し、素案作りから支援制度の運用など、地域の特性を踏まえた「水害に強い地域づくり計画」を策定

地域合意

皆さんの意見を十分反映させます！



公告・縦覧

市町首長の意見

滋賀県流域治水推進審議会

水害に強い地域づくりの実践

水害時の避難活動、浸水警戒区域指定、支援制度活用など